

平成29年度匝瑳市人・農地プラン策定検討会議事録

- 1 開催日時：平成30年3月27日（火）午後1時30分～3時00分
- 2 開催場所：匝瑳市民ふれあいセンター2階 視聴覚室
- 3 出席者（8名）

策定委員	菱木 信治	委員	角田 洋子	委員
	向後 満	委員	小林 淑子	委員
	佐瀬 義紀	委員		
	布施 陽子	委員		
	伊藤 秀雄	委員		
	土屋 玲子	委員		
	往古 幸衛	委員		
	山田 真司	委員		

欠席者（2名）

事務局	塚本 貢市	産業振興課長
	木内将市郎	産業振興課副主査

4 内容

- (1) プラン策定の方針について
- (2) 匝瑳市人・農地プラン素案について

開会

進行：開会の言葉に続き、匝瑳市人・農地プラン策定検討会規則第6条第2項の規定に基づき、出席者数を報告し委員の全員の過半数の出席により検討会が成立している旨を報告する。

あいさつ

産業振興課長からプラン策定の経緯、関連事業等を交えてあいさつ

委嘱書交付

出席委員へ委嘱書の交付（座席配布）

検討会委員正副会長の選出

進 行：同規則第5条第1項の規定に基づき正副会長の選出を互選により求める。

委員A：会長に農業委員会推薦の菱木委員、副会長に農事組合法人栄営農組合推薦の伊藤委員を推薦する。

進 行：この発言に意見を求めたところ異論がなく、会長に菱木委員、副会長に伊藤委員が選任された。

進 行：会長に就任のあいさつを求める。あいさつ終了後、同規則第6条第1項の規定に基づき会長が議長となる旨を説明する。

議事

議 長：議題1 プラン策定の方針について、事務局の説明を求める。

事務局：別添資料「平成29年度 匝瑳市人・農地プランの方針」を説明資料として、人・農地プランの概要、メリット、検討会の趣旨、プラン更新方針、記載事項、策定の流れなどを説明。

議 長：事務局の説明に対し委員に質問、意見等の発言を求める。

議 長：質問、意見を委員に求めるが、委員からは発言が無く質疑を打ち切る。

議 長：議題1 プラン策定の方針について諮り、委員からは異議が無く可決承認された。

議 長：議題2 匝瑳市人・農地プラン素案について、事務局の説明を求める。

事務局：別添資料「匝瑳市人・農地プラン（案）」を説明資料として、先ほどのプラン策定の方針に基づきプランを更新する旨を説明。

具体的な変更内容として、中心経営体の追加、平成29年度に認定農業者の更新をしなかった者について、廃業等の理由・連絡が無ければ、そのまま中心経営体として位置付ける旨を説明。

【担い手内訳（前年との増減）】

認定新規就農者10人（+1）、認定農業者251人（+6）、認定農業者（法人）29組織（+1）、法人経営体1組織、規模拡大志向者11人の合計302人

その他項目について、補足的説明を行った。

議 長：事務局の説明に対し委員に質問、意見等の発言を求める。

委員 B：経営面積のデータについて、今年度集積した面積とかい離している事例が見受けられる。また、農地の貸手・借手に関するプランであるにもかかわらず、実際の貸し借りの動きが見えてこないため、工夫してほしい。

事務局：農業委員会の農地台帳を基礎としているが、台帳の更新時期の兼ね合いもあり更新されていない箇所がある可能性がある。確認し修正したい。

議長：他に質問、意見を委員に求めるが、委員からは発言が無く質疑を打ち切る。

議長：議題 2 匠瑳市人・農地プラン素案について諮り、委員からは異議が無く可決承認された。

議事終了

進行：その他、何かあるか。

委員 B：人・農地プランは農地集積の他にも様々な施策と関わる計画であり、特に多面的機能支払交付金事業や基盤整備事業と密接な関連を有している。また、インフラが整わない農地は流動性・資産価値ともに低く、遊休農地化が進むなど地域農業の大きな課題である。

このことについて、市や、JA、土地改良区、県の委員のご意見をお伺いしたい。

事務局：多面的機能支払交付金事業について、人・農地プランとの関わりについて説明（両事業ともに、農業者が主体となって地域のビジョンを定める事業であること、国は多面的機能支払交付金事業の事業計画書を人・農地プランとみなして取扱う方向性であること）。

また、地域を纏めるキーマンの不在や活動組織の体力低下等の課題に対応するために、地域の土地改良区やJA等の関係機関との密な連携と支援が重要になると考えている。

委員 C：インフラ整備は、人・農地プランにおいても中心となる計画である。関連した事業・施策がある中で、本計画を通じた推進を図りたい。

耕作条件の整備・土地改良事業・営農方針について、ご相談があれば農業事務所の各部署で対応していきたい。

事務局：借当川沿岸土地改良区受益地において検討されている、農地中間管理機構関連事業を活用した基盤整備事業について、同区は今年計 11 回の地区説明会を実施し、県からの説明に市の担当者も同席した。

基盤整備の主体は県だが、市もバックアップさせていただいている。

委員B：資産価値の下がった農地の向上や、農業者が不得意とする事務手続き（※多面的の支援等）について、土地改良区の意見を伺いたい。

委員D：現在、理事会でも各種事業の共有を行っている。地域で中間管理事業や農地集積を通じた土地改良の話が纏まれば、耕作条件の改善が進むと考える。

委員B：多面的機能支払交付金は地域の住民の自己負担なしで農地や施設の維持管理が行える。この事業を有効活用するためには、それぞれの立場が役割を担う必要がある。

委員E：基盤整備が進む中で、整備完了の費用対効果・収益性が課題となるケースが多い。JAとしては、農業事務所と連携しながら営農相談等を実施している。

事務局：その他、県のイノシシ対策事業について情報提供する。平成30年度から3年間「攻撃的防御」として、棲家となる耕作放棄地の草刈りを支援する取組みで、多面的機能支払交付金事業における活動組織が主体となることができる。また、来年度からスタートする県のジャンボタニシ対策事業も、同様に活動組織が事業主体となる予定だ。今後も活動組織を通じた様々な取組みが進むものとする。

委員B：多面的機能支払交付金事業は、耕作放棄地や害獣害虫等の対策も事業目的としている。活動組織が主体となることは合理的だ。

閉会

進 行：匝瑳市人・農地プラン策定検討会を閉会する。